

令和7年度あわら市ふるさと納税事務支援業務
公募型プロポーザル実施要領

本実施要領は、「あわら市ふるさと納税事業支援業務」（以下、「本業務」という。）を実施するにあたり、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により受託者を選定するために必要な事項を定める。

1 趣旨

本市ではふるさと納税制度を活用し、あわら市を応援してくださる寄附者を増やすとともに、返礼品の提供を通じて本市及び本市の特産品等の魅力を広く発信するため、魅力的な地場産品の開発による返礼品の拡充や寄附者に向けた効果的なプロモーションにより、地場産品の販路拡大や誘客促進、寄附金の地域循環による地域活性化に取り組んでいる。

本プロポーザルは、当市ふるさと納税のプロモーション、寄附の募集、返礼品発送、寄附者対応、寄附金受領証明書送付等について、効率的な業務運営・寄附者の利便性向上を図るために必要な業務を委託する事業者を募集するものである。

2 概要

(1) 業務名称

令和7年度あわら市ふるさと納税事務支援業務

(2) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

※受託者選定日から令和7年3月31日までは業務開始に向けた準備期間とし、期間中に発生する費用については、受託者の負担とする。

※本業務を誠実かつ効果的に履行した場合は、期間終了後の翌年度も予算の範囲内で契約更新を行うことができる。ただし、契約更新の回数は2回を限度とする。

(3) 業務内容

別紙「令和7年度あわら市ふるさと納税事務支援業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 委託料の見積限度額

当市が受領した寄附金額の6.0%以下（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ）の金額とする。なお、返礼品代及び送料は別途精算するものとする。

3 スケジュール

(1) 募集開始・実施要領配布

令和6年9月20日（金）から令和6年10月31日（木）午後5時まで

(2) 質問書受付期限

令和6年10月18日（金）午後5時まで

- (3) 質問書に対する回答
令和6年10月23日(水)【予定】
- (4) 参加表明書及び提案書類提出期限
令和6年10月31日(木)午後5時まで
- (5) 一次審査(書類審査)、結果通知 ※応募多数の場合実施
令和6年11月6日(水)【予定】
- (6) 審査委員会(プレゼンテーション)
令和6年11月14日(木)【予定】
- (7) 審査結果通知
令和6年11月下旬【予定】

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者(以下「事業者」という。)は、参加表明書提出時点において次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 法人格を有している者であること。
- (2) あわら市入札参加資格に登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続き開始の申し立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更正手続きの開始の申し立て、又は破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続き開始の申し立てが行われていないこと。
- (5) あわら市の競争入札に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 本業務と類似の業務の受注実績として、単年寄附額2億円以上の自治体からの受注実績を有すること。
- (7) 国税及び地方税を滞納しているものでないこと。
- (8) 役員(法人の業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、顧問、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。)が、あわら市暴力団排除条例(平成23年条例第7号)第2条第2号及び第3号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (10) 個人情報や企業情報等の情報セキュリティについて、社内ルールや法令遵守(コンプライアンス)の仕組みが整備されていること。
- (11) 本業務の遂行にあたり、業務の主たる事業者(以下「代表事業者」と連携して業務を行う事業者(以下「連携事業者」)がある場合、代表事業者が上記参加要件を満たすこと。

5 質問書の受付及び回答

(1) 提出期限

令和6年10月18日（金）午後5時必着

(2) 提出方法

質問書に記載の上、電子メールで提出すること。なお、件名に「【質問書】令和7年度あわら市ふるさと納税事務支援業務（事業者名）」と記載し、電話で着信確認を行うこと。

(3) その他

質問は、参加表明書、企画提案書等の記載方法及び実施要領、仕様書の内容に関するものに限り受け付けるものとし、審査基準や他の提案者に関することなど、選考の公平性を損なう可能性のある質問には回答しない。

6 参加表明書及び企画提案書の提出

(1) 提案書の提出期限

令和6年10月31日（木）午後5時必着

(2) 提出方法

次の方法のいずれかにより、あわら市市民協働課ふるさと納税推進室まで提出すること。

ア 持参

午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に限る。

イ 郵送

書留等の配達状況確認が可能な方法で、期限までに到着したのものに限る。

(3) 提出部数

- ・10部（正本1部、副本9部）
- ・提出書類に係る電子データ（CDROM1部）

(4) 提出書類

- ① 参加表明書兼企画提案書表紙（表紙）
- ② 参加資格確認事項申告書（様式第1号）
- ③ 企業概要書（様式第2号）
- ④ 業務実績書（様式第3号）
- ⑤ 業務実施体制届出書（様式第4号）
- ⑥ 配送料提案書（様式第5号）
- ⑦ 配送料算定表（様式第6号）
- ⑧ 企画提案書（任意様式）
- ⑨ 見積書（任意様式）
- ⑩ その他提出書類
 - ・貸借対照表及び損益計算書（企業における直近の一事業年度分。代表事業者のみ）

(6) 提出先

本実施要領 13 各種書類提出先・問い合わせ先まで

7 企画提案書の作成要領

No.	提出書類名	留意事項
1	参加表明書 兼企画提案 書表紙 (表紙)	会社名、代表者職氏名、所在地、担当者職氏名、連絡先を記載すること。
2	参加資格確認事項申告書(様式第1号)	参加資格について、必要な添付書類を添え申告すること。
3	企業概要書 (様式第2号)	会社概要、営業所、保有するスタッフの状況等を簡潔に記載すること。連携事業者がある場合、代表事業者以外の事業者においても状況を簡潔に記載すること
4	業務実績書 (様式第3号)	本業務と同種の業務の過去3年間(令和3年度～令和5年度)の受注実績【業務名、発注者、契約金額、業務内容、契約期間、成果(寄附額、寄附件数、対前年比(金額及び件数ベース)、リピート率(金額及び件数ベース))等】を最大5件まで記載すること。業務実績を示す資料があれば添付すること。
5	業務実施体制届出書(様式第4号)	本業務の業務実施体制(全体の体制図や本業務における連携体制・配置人員、専任又は兼任の別等)や業務実施上の配慮事項、特に重視する事項等について、簡潔に記載すること。連携事業者がある場合、代表事業者と連携事業者の連携体制についても簡潔に記載すること。
6	配送料提案書(様式第5号)	税抜で示すこと。当該サイズを配送する際に必要となる運賃の見積もりを記入すること。大きさや重量、地域および都道府県の区分が異なる場合は、適宜修正のうえ記入すること。

7	配送料算定表(様式第6号)	配送料提案書に記載の配送料を基に算定し記入すること。
8	企画提案書(任意様式)	<p>A4版、横型、横書き(両面印刷可)で作成すること。</p> <p>本企画提案書は、企画提案重視の審査の実現と、審査会で審査をする際、複数の企画提案書を容易に比較できるようにするためのものである。作成にあたっては、企画提案を審査するものが特段の専門的な知識を有していなくても理解できるよう留意すること。</p> <p>記載内容は、仕様書に基づき、別表の審査基準を踏まえて、以下の項目について作成すること。なお、ボリュームを評価の対象とはしないため、読みやすさや簡潔さに留意すること。</p> <p>1 基本方針</p> <p>(1) 提案の特徴</p> <p>(2) 業務の方針</p> <p>(3) 受託した場合の業務開始までのスケジュール</p> <p>(4) 目標とする寄附金額(3か年)</p> <p>※提示した目標金額が高額であるからといって、高得点が得られるというものではない。</p> <p>(5) 個人情報保護、情報セキュリティ対策</p> <p>2 具体的な業務内容</p> <p>(1) ポータルサイトの管理運営に関する業務</p> <p>※業務仕様書「5 業務内容の詳細」(1)のウについては、これまでに作成した返礼品ページを提示し、魅力や訴求性を高めるために行った工夫やポイントを説明すること。</p> <p>(2) 寄附受付及び寄附情報の管理運営に関する業務</p> <p>(3) 返礼品の出荷依頼及び在庫管理に関する業務</p> <p>(4) 配送経費の圧縮に関する業務</p> <p>(5) 寄附者対応に関する業務</p> <p>(6) 寄附受領証明書等の発行・送付業務</p> <p>(7) 返礼品事業者の開拓、返礼品の企画開発に関する業務</p> <p>(8) プロモーション等に関する業務</p> <p>(9) その他本業務に関連する業務</p>

9	見積書 (任意様式)	<p>以下の項目に、単価が分かるように記載すること。なお、返礼品代金及び配送料は含めないこと。</p> <p>1. 業務委託料 ※ワンストップ特例申請に伴う費用、広告費、レビュー対策経費、ポータルサイト手数料、クレジットカード等の決済手数料は含めない。</p>
<p>※ 書類は、正確な内容とし記入枠が不足する場合は枠を適宜広げて記入すること。ただし、簡潔・明瞭にまとめることとし、提出が求められていない資料を添付する等、過大なものにならないように留意すること。</p>		

8 一次審査（書類審査）の実施

(1) 参加表明書及び企画提案書を提出した事業者が多数の場合には、企画提案書による一次審査を実施し審査会への参加者を選考するものとする。

(2) 審査結果の通知

審査結果は、令和6年11月6日（水）を目途に電子メールにより通知するものとする。

9 企画提案の審査方法

(1) 審査委員会の設置

事業者を公平かつ公正に評価するため、「あわら市ふるさと納税事業支援業務プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(2) 審査方法

プレゼンテーションによる評価を実施し、審査会の審査により本業務に最も適すると認められる事業者を選定する。

(3) 審査会

開催日 令和6年11月14日（木）【予定】

場所 あわら市役所

所要時間 準備5分以内

プレゼンテーション20分以内

質疑応答20分程度

当日機材 本市でプロジェクター、HDMIケーブル、スクリーン、延長コードを準備する。その他提案者が必要とする機材は準備すること。

(4) 審査基準

別紙「審査基準」のとおり

(5) 留意事項

- ・プレゼンテーションは、提出された企画提案書に基づき行うものとし、追加の企画提案は認めない。
- ・当日の出席者は4名以内とする。
- ・プレゼンテーションの内容を録画又は録音する場合がある。
- ・リモートでの参加は認めない。

(6) 審査結果の通知

審査会参加事業者に対し、審査結果を書面で通知するとともに、最優秀提案者及び次点者のみ、あわら市ホームページ上に掲載する。

10 委託内容等の協議

プロポーザルで選定された事業者を契約候補者とし、提案内容を踏まえて委託内容、経費等の詳細について協議を行う。

選定された事業者との協議が整わない場合や、事業者が参加資格要件のいずれかを満たさなくなった場合や事故等の特別な事由により契約締結が不可能となった場合は、次点者と協議を行う。

11 失格条項等

次のいずれかに該当する場合には、失格とする。

- (1) 審査委員に直接又は間接を問わず連絡を求めた場合
- (2) 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 提出書類の提出方法及び提出期限を遵守しない場合
- (5) プロポーザル参加資格を有しないものが提出した場合
- (6) 提出書類に盗用した疑いがあると事務局が認めた場合
- (7) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (8) その他、不適格と認めた場合

12 その他事項

- (1) 提出後の提出書類等の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、誤字・脱字などの軽微な修正及び審査委員会から要請のあったものについてはこの限りでない。
- (2) 提出書類等は返却しない。
- (3) 同一事業者が複数提案を提出することはできない。ただし、本業務の遂行にあたり、連携事業者がある場合、代表事業者及び連携事業者を含んだ業務体制を1つの事業者とみなすものとし、代表事業者及び連携事業者のそれぞれが単独の事業者として参加表明及び提案を行うことを妨げるものではない。
- (4) 提出書類等の著作権は、本市に帰属することとする。ただし、本市と契約を締結しなかった事業者が提出した書類の著作権については、提出者に帰属するもの

とする。

- (5) 提出書類等は、選定作業の過程において、作業上必要な範囲で複製することがある。
- (6) 提出書類等は、あわら市情報公開条例に基づき、公開することがある。
- (7) 審査の経緯及び結果についての異議申し立ては受け付けない。
- (8) 応募者が1者だけであっても、参加資格要件を満たす者であれば本プロポーザルを実施する。
- (9) 参加表明書の提出後で、参加辞退を申し出る場合は、辞退届（様式第8号）を令和6年11月12日（火）午後5時必着にて郵送すること。併せて、発送時に電子メールもしくは電話にてあわら市市民協働課ふるさと納税推進室へ申し出ること。

13 各種書類提出先・問い合わせ先

〒919-0692 福井県あわら市市姫三丁目1-1
あわら市創造戦略部市民協働課ふるさと納税推進室
電話：0776-73-8003（直通）
FAX：0776-73-1350
メール：kyoudo@city.awara.lg.jp

(別紙)

企画提案書審査基準

審査項目	審査基準の概要	配点
見積価格	市の基準による	15
配送料	市の基準による	10
業務実績	本業務に係る十分な実績を有しているか。	5
業務への理解度	市場動向を踏まえ、本市のふるさと納税の状況を的確に分析・把握し、課題点等の洗い出しや説得力のある対応策が示されているか。	5
業務体制	専属の担当者の配置や人員の確保など、業務を円滑に遂行できる体制となっているか。	15
	市内・県内に本店・支店・営業所等があるか。もしくは拠点を配置する予定はあるか。	
	寄附者や返礼品事業者からの問合せやトラブルに迅速かつ円滑に対応できる体制が整っているか。	
	個人情報や寄附情報の漏洩や盗難を防ぐための適切な対策が講じられているか。	
寄附額増加への提案	新規返礼品の企画開発や既存返礼品の魅力向上に向けた取り組みについて具体的な提案はあるか。	20
	返礼品ページの刷新やサムネイルの入れ替え、加工など、返礼品の訴求性を高める取り組みについて具体的な提案があるか。	
	その他寄附額の増加に資する取り組みの提案があるか。	
プロモーション・広告	新規寄附者獲得およびリピーター獲得のための戦略的かつ効果的なPRやプロモーションの具体的手法が示されているか。	10
	検索連動型広告等について、実施スケジュールや提案上限額範囲内の具体的な運用方針が示されているか。	
独自提案	市の課題解決に有用な提案があるか。	10
実効性・実現性	提案全体を通じて実現可能な内容となっているか。	10